

銚子市公共施設等総合管理計画

令和4年3月改訂

千葉県 銚子市

目 次

第1章 基本的事項	1
1.1 本計画と関連する諸計画	2
1.2 計画の策定及び改訂	3
1.3 計画期間	3
1.4 対象施設の分類	4
1.5 対象施設の保有量	5
1.5.1 建築系公共施設の保有量	5
1.5.2 インフラ系公共施設の保有量	7
1.6 現状や課題に関する基本認識	10
1.6.1 人口の推移	10
1.6.2 財政の課題	11
1.6.3 普通会計における歳入及び歳出の推移	13
1.7 建築系公共施設総量の推移	15
1.8 有形固定資産減価償却率の推移	17
第2章 維持管理・更新等に係る経費	19
2.1 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み	19
2.1.1 建築系公共施設の中長期的な維持管理・更新等に係る経費見込み	19
2.1.2 インフラ系公共施設の中長期的な維持管理・更新等に係る経費見込み	20
2.2 まとめ	22
第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	23
3.1 公共施設等の管理に係る方針	24
3.1.1 点検・診断等の実施方針	24
3.1.2 維持管理・更新等の実施方針	24
3.1.3 安全確保の実施方針	24
3.1.4 耐震化の実施方針	25
3.1.5 長寿命化の実施方針	25
3.1.6 ユニバーサルデザイン化の推進方針	25
3.1.7 脱炭素化の推進方針	26
3.1.8 統合や廃止の推進方針	26
3.2 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針	27
第4章 数値目標	28
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	29
5.1 建築系公共施設の基本方針	29
5.2 インフラ系公共施設の基本方針	41
第6章 地方公会計（固定資産台帳）の活用	43
第7章 保有する財産の活用や処分に関する基本方針	44

第1章 基本的事項

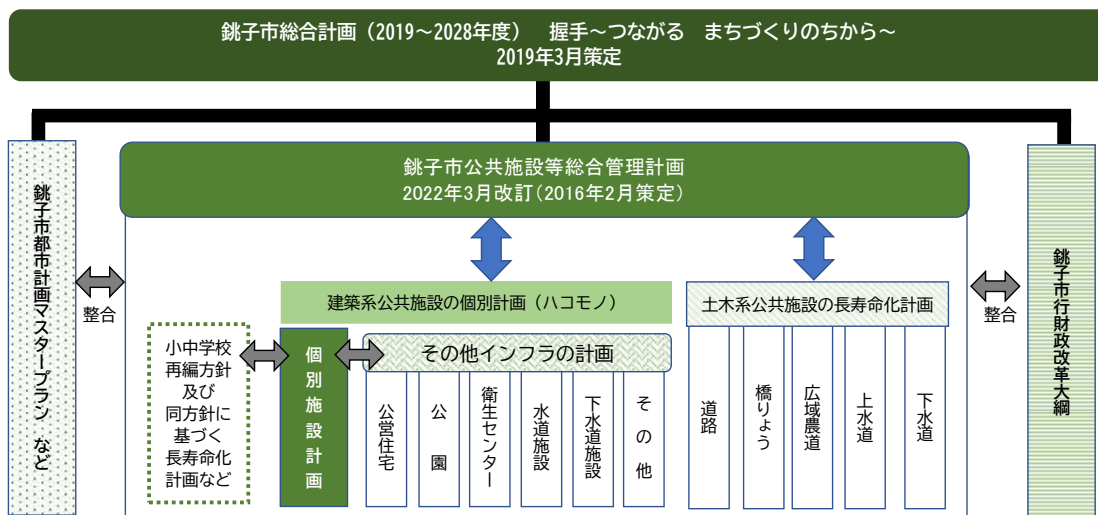
人口減少や少子高齢化の進展、住民ニーズの多様化などにより公共施設に求められる規模や機能も大きく変化してきています。公共施設の状況を把握し、長期的な視点に立って施設の長寿命化、集約化・複合化、除却等を行うことで、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設の最適な配置を実現する必要があります。

本市の人口は、1965年をピークに減少を続け、1980年代後半から1990年代前半のいわゆるバブル経済期を境に減少の加速度が増しています。年少人口も長く減少傾向が続き、1990年代前半には老年人口を下回り、今後はさらなる少子高齢化の進展が予見されます。生産年齢人口の減少により税収が減少する一方で、人口構成の変化に伴う社会保障費や扶助費等の増大が見込まれ、財政状況も厳しさが増す中、公共施設の老朽化は進み、施設の更新需要が高まっています。

このような背景を受け、将来を見据えて施設の統廃合や長寿命化対策等を計画的に行い、施設の修繕・更新費用等の縮減を図るため2016年2月に計画期間を2016年度から2035年度までとした「銚子市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

その後、一定の期間が経過するとともに、国（各省）のインフラ長寿命化計画が2020（令和2）年度中に見直される予定であることも踏まえ2020（令和2）年12月に開催された経済財政諮問会議において、インフラ維持管理・更新費見直しを見える化し、随時情報を更新するとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新費見直しの見直しを行うよう方針が示されました。それを受け総務省から「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日付け総財務第6号通知）の通知が発出され、これに沿って、本計画を改定することとしました。

本計画は、本市の上位計画である「銚子市総合計画（2019年度～2028年度）」や関連する諸計画と整合を図りつつ、前述総務省通知に基づき、2021年4月に策定した銚子市公共施設等総合管理計画【個別施設計画（第2期）】及び本計画と関連して個別に定めた長寿命化計画等の諸計画（以下「個別施設計画」という。）を踏まえ、改訂を行いました。



今後、住民ニーズに配慮しながら、本計画に基づき、安全性、耐震化の状況、維持管理の状況、利用状況、類似施設の配置状況等を総合的に検討したうえで、施設総量の適正化、施設管理の適正化を図り、将来の財政負担の軽減・平準化を図りながら持続可能なまちづくりを目指します。

1.1 本計画と関連する諸計画

本市における建築系公共施設及びインフラ系公共施設(以下「公共施設等」という。)の総合的かつ計画的な管理を推進するため、策定した諸計画は次のとおりです。
これらの諸計画に基づき対策を実施します。

対策計画	策定年（改訂年）
銚子市総合計画	2019年3月
銚子市公共施設等総合管理計画	2016年2月
銚子市公共施設等総合管理計画 【個別施設計画（第2期）】	2021年4月 (2022年3月)
新小・中学校再編方針	2010年12月
新中学校再編方針	2015年2月
耐震化対策整備計画（広域農業橋梁）	2019年3月
銚子市営住宅管理計画	2016年3月
銚子市営住宅長寿命化計画	2016年5月
銚子市消防署再編計画	2016年2月
消防団施設の新築に関する年次計画	2010年12月
銚子市橋梁長寿命化修繕計画	2010年6月 (2021年3月)
銚子市道路舗装維持修繕計画	2018年5月 (2021年3月)
銚子市道路附属物維持修繕計画	2018年8月
銚子市水道施設耐震化修繕計画	2014年3月
銚子市水道事業経営戦略	2019年3月
銚子市芦崎終末処理場長寿命化計画	2013年3月
銚子市下水管路施設長寿命化計画	2015年2月
銚子市公共下水道ストックマネジメント計画	2019年3月
銚子市下水道事業経営戦略	2021年3月
銚子市地球温暖化対策実施計画	2019年3月

1.2 計画の策定及び改訂

本計画は 2016 年 2 月に策定し、2022 年 3 月に大幅な改訂を行いました。

1.3 計画期間

本計画の計画期間は、当初策定時は 2016 年度から 2035 年度までの 20 年間としていましたが、改訂後は 2021 年度から 2050 年度までの 30 年間とします。これは、平成 30 年 2 月 27 日改訂総財務第 28 号通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」において、将来見通しについては「今後 30 年程度の見通しが望ましい」との方針が示され、これに沿ったものです。このような長期間の計画としたのは、公共施設等の耐用年数¹が数十年単位であること、また、人口減少社会の行政サービス需要の見極めには長期的な視点が必要不可欠であること、そして中長期的な経費の見込みと市の中長期的な財政収支の見込みとの整合を図ることが必要になるためです。なお、本市の社会経済情勢等の変化に弾力的に対応するために、随時見直すものとします。

また、本計画の見直しにあたっては、施設類型ごとの具体的な維持・更新の計画を定めた個別施設計画を反映することとします。

¹ 耐用年数：建物などの固定資産の税務上の減価償却を行うに当たって、減価償却費の計算の基礎となる年数。財務省令で定められている。

1.4 対象施設の分類

本市が公共施設等総合管理計画において対象とする施設は市が保有するすべての公共施設等とし、建築系公共施設及びインフラ系公共施設の類型別に用途の観点から分類を行いました。

図表 1—1 対象施設の分類

2022年4月1日時点

類型	大分類	中分類	主な施設
建築系公共施設			
	学校教育系施設		
	学校		小学校・中学校・高等学校
	その他教育施設		学校給食センター
	市民文化系施設		
	集会施設		集会所、青年館、地区コミュニティセンター、勤労コミュニティセンター、農村広場やすらぎの家、ジオパーク・芸術センター
	文化施設		市民センター、青少年文化会館
	図書館		図書館
	スポーツ・レクリエーション系施設		
	スポーツ施設		体育館、野球場、スポーツコミュニティセンター
	レクリエーション系施設・観光施設		地球の丸く見える丘展望館、銚子マリーナ
	産業系施設		漁船海難監視所、豊里ドッグウインチ収納
	子育て支援施設		
	幼稚園・保育所		幼稚園、保育所
	幼児・児童施設		清水放課後児童クラブ、海上放課後児童クラブ、春日放課後児童クラブ
	保健・福祉施設		
	高齢者福祉施設		老人憩の家・地域福祉センター、芦崎高齢者いこいセンター
	障害者福祉施設		障害者就労継続支援B型事業所、障害者就労継続支援B型・生活介護事業所
	保健施設		保健福祉センター、児童発達支援センターわかば
	医療施設		市立病院、医師住宅
	行政系施設		
	庁舎等		市庁舎
	消防施設		消防本部・消防署、消防庫
	その他行政系施設		防災行政無線放送中継局、車庫、土木室作業所、営繕用倉庫、文化財保存庫 文化財整理作業室
	公営住宅		公営住宅
	公園		案内所、休憩所、公衆便所
	供給処理施設		衛生センター、清掃センター、一般廃棄物最終処分場
	その他		畜場、公衆便所、臨海実験所、その他用途廃止施設
インフラ系公共施設			
	道路		
	道路		都市計画道路、一級市道・二級市道・その他の市道・自転車歩行車道
	橋梁		PC橋・RC橋・鋼橋・石橋等
	広域農道		農道、PC橋、鋼橋
	船入場		船入場
	上水道		浄水場、配水施設、取水場、配水場、ポンプ場、上水道管渠
	下水道		終末処理場、ポンプ場、下水道管渠

1.5 対象施設の保有量

1.5.1 建築系公共施設の保有量

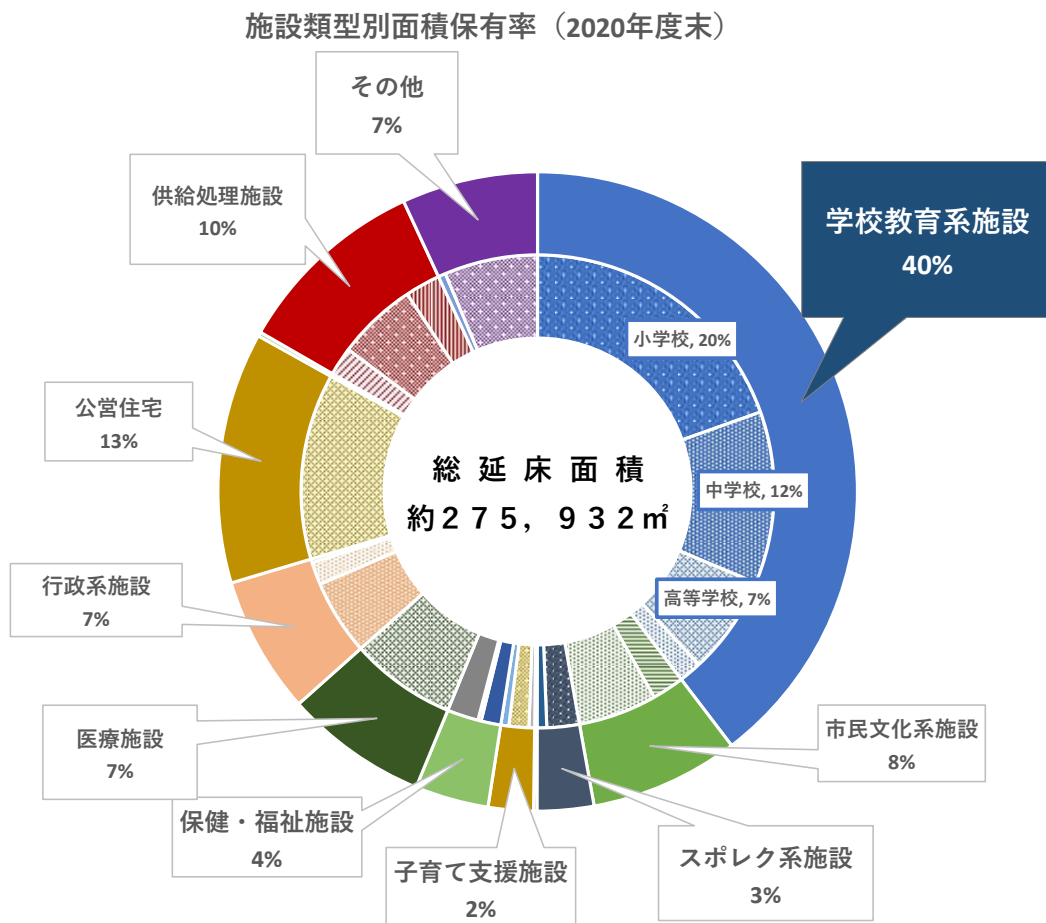
建築系公共施設の保有量推移を概観すると、2014年3月末時点の施設延床面積は292,592㎡で、住民一人当たり約4.3㎡²です。その後、施設総量を16,660㎡削減し、2020年3月末時点の施設延床面積は275,932㎡となりましたが、人口減少が進んだことから住民一人当たりでは約4.6㎡³と増加しています。

内訳としては、学校教育系施設の延床面積が最も多く、全体の約40%（小学校約20%、中学校約12%、高等学校約7%）を占め、次いで、公営住宅の13%、供給処理施設の10%となっています。

図表 1-2 建築系公共施設の保有量推移

年度	施設保有量	住民一人当たり保有量
2013	292,592 ㎡	4.3 ㎡
2020	275,932 ㎡	4.6 ㎡

図表 1-3 建築系公共施設の施設類型別延床面積



² 2014年4月1日現在 住民基本台帳人口：67,566人

³ 2020年4月1日現在 住民基本台帳人口：59,920人

区分	2020年度末	区分	2020年度末
学校教育系施設	109,327.38 m²	保健・福祉施設	10,251.23 m²
小学校	53,928.90 m ²	高齢者福祉施設	3,731.04 m ²
中学校	32,487.00 m ²	障害者福祉施設	635.47 m ²
高等学校	18,609.48 m ²	保健施設	5,884.72 m ²
その他教育施設	4,302.00 m ²	医療施設	19,953.40 m²
市民文化系施設	20,835.69 m²	行政系施設	19,172.37 m²
集会施設	6,001.95 m ²	庁舎等	14,226.12 m ²
文化施設	14,833.74 m ²	消防施設	4,281.03 m ²
スポレク系施設	7,911.12 m²	その他行政系施設	665.22 m ²
スポーツ施設	6,092.17 m ²	公営住宅	35,074.52 m²
レクリエーション施設	1,818.95 m ²	公園	568.69 m²
産業系施設	446.50 m²	供給処理施設	27,095.76 m²
子育て支援施設	6,305.95 m²	水道施設	5,388.33 m ²
幼稚園	1,068.97 m ²	下水道施設	15,062.29 m ²
保育所	3,744.37 m ²	廃棄物処理施設	6,645.14 m ²
幼児・児童施設	1,492.61 m ²	その他	18,989.25 m²
		総延床面積	275,931.86 m²

なお、供給処理施設には、インフラ系公共施設である上水道及び下水道と一体となった建築物の延床面積を含んでいます。

1.5.2 インフラ系公共施設の保有量

本市のインフラ系公共施設の保有諸元について、道路、橋梁、上水道、下水道の4つの施設類型について記します。

① 道路

2020年度末時点における市道の総延長は約804km、市道の舗装率は約60%となっています。整備状況については、構造令等の規格に適合している「改良済」の市道は約51%である一方、未改良の市道のほとんどは幅員3.5m未満の狭隘道路となっています。

農道の総延長は約57kmです。

図表 1-4 市道の保有状況

2020年度末時点

市道の総延長

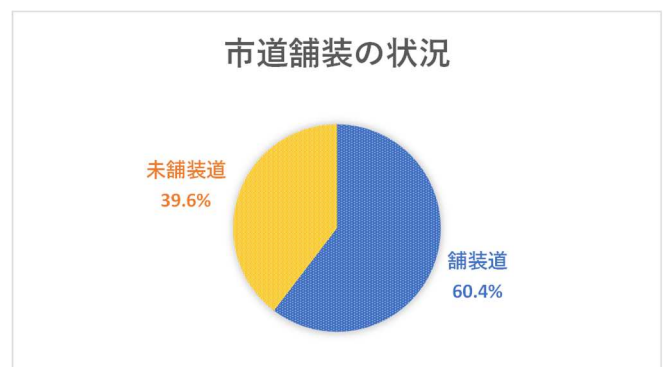
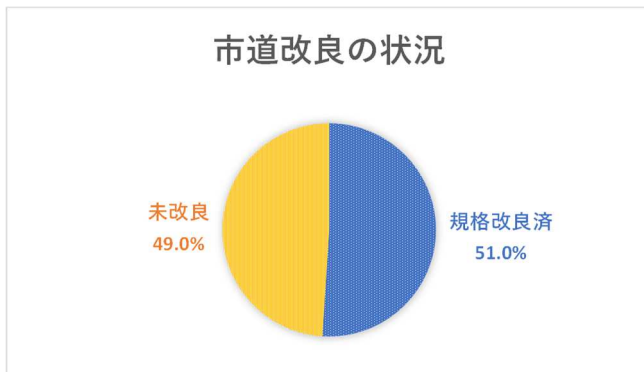
(単位：m)

規格改良済				未改良			総延長
19.5m以上	13.0m以上	5.5m以上	5.5m未満	5.5m以上	3.5m以上	3.5m未満	
30	16	86,688	323,547	84	2,410	391,268	804,043

市道の舗装の状況

(単位：m)

未舗装道	舗装道
318,581	485,462



農道

(単位：m)

5.5m以上	4.0～5.5m未満	1.8～4.0未満	1.8m未満	総延長
10,095	2,774	33,134	11,061	57,064

※幅員5.5m以上の農道の延長には、広域農道の7,460.3m含む。

② 橋梁

2019 年度末現在において市道橋は 115 橋を保有し、総延長は 793m あります。橋梁の耐用年数は 60 年で、この耐用年数を超えると更新の検討が必要になります。

本市の耐用年数 60 年以上の橋梁は、2019 年度末現在において 48 橋あります。2014 年度から 2018 年度にかけて全橋の近接目視点検を行い、2020 年度に改訂した銚子市橋梁長寿命化修繕計画に則り適切に管理しています。

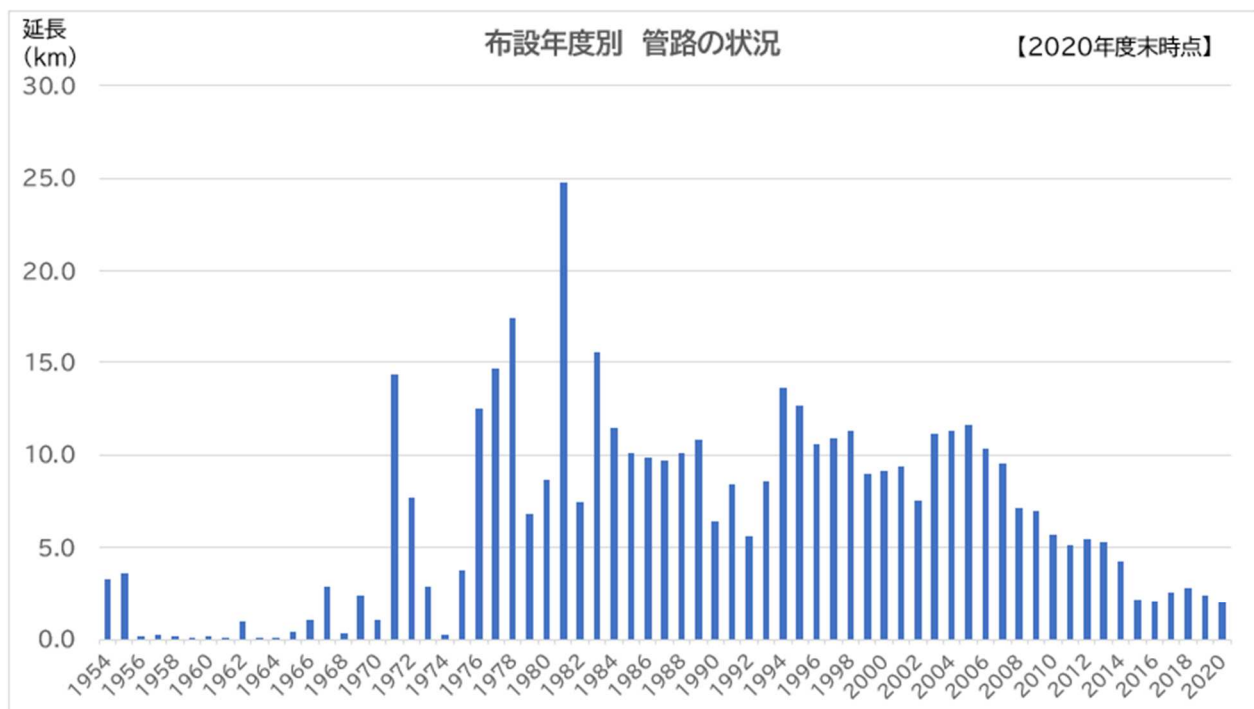
図表 1-5 橋梁施設保有量

橋梁数	橋長延長
115 橋	793m

③ 上水道

本市の上水道整備は、昭和 12 年からの長い歴史を有し、2020 年度末時点の布設管路総延長距離は約 440km です。そのうち、約 9 割を配水管が占めています。

図表 1-6 上水道事業施設保有量



(単位:m)

導水管	送水管	配水管	総延長
33,193	4,887	402,222	440,302

④ 下水道

2020 年度末時点の污水管渠総延長距離は、約 192km です。

図表 1-7 下水道事業施設保有量



污水管渠の延長	191,953 m
---------	-----------

1.6 現状や課題に関する基本認識

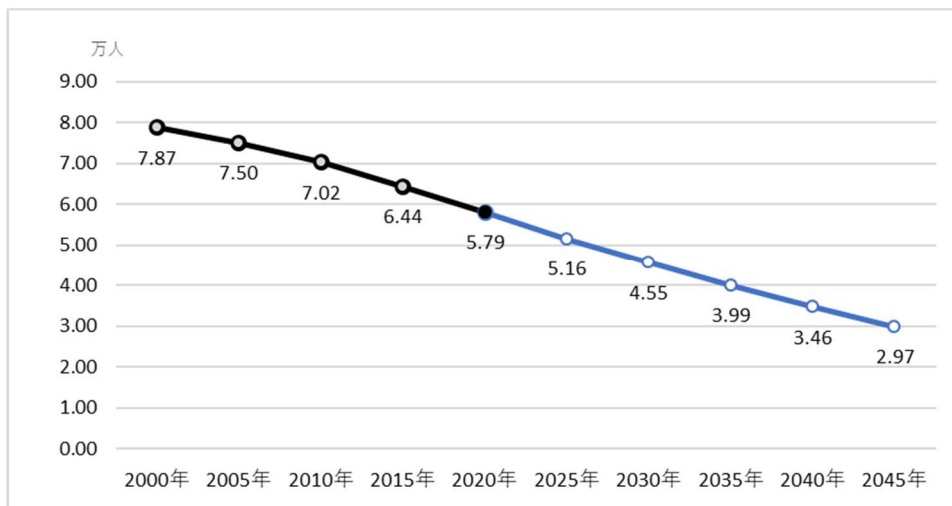
1.6.1 人口の推移

本市の人口の推移（国勢調査人口）をみると、2020年は58,431人で、2000年から2020年までの5年間で約9%人口が減少しています。

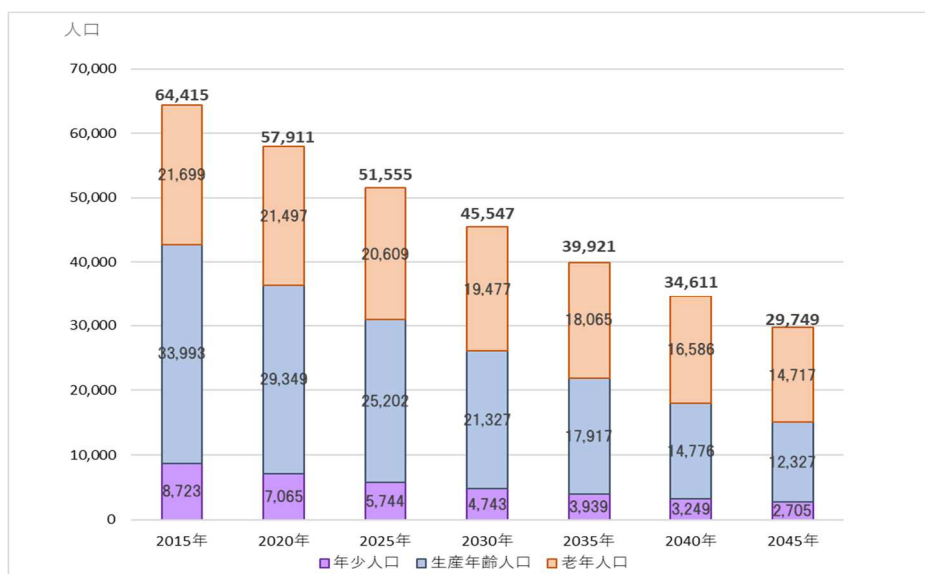
また、国立社会保障・人口問題研究所の2018年3月の推計では、2045年には本市の人口は29,749人になると予測されており、年少人口、生産年齢人口、老年人口ともに減少するものと推計されています。

本市においては、新たな産業の集積、地場産業の振興や企業誘致に取り組むなどの「しごとづくり」を第一の目標に掲げ、人口の流出を抑える対策を図るとともに、子育て支援の充実等の対策を図りながら年少人口、生産年齢人口の増加を目指しています。また、合計特殊出生率⁴を1.80にすることを目標に掲げています。

図表 1-8 人口の推移と将来



図表 1-9 年齢3区分別将来人口の推移



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（2018年3月推計）

（注）黒色実線部分は実績値、青色の破線部分は社人研による推計値

⁴ 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数

1.6.2 財政の課題

① 銚子市の財政状況

本市の財政は、過去の大規模事業に伴う多額の地方債の借入れなどにより、公債費が多額であることなどから、厳しい状況が続いており、2020年度の決算でも、実質公債費比率は12.2%と千葉県内でワースト、将来負担比率も115.3%と千葉県内でワースト2位となっています。さらに、一般家庭の貯金にあたる財政調整基金の2020年度末残高は約3億8千万円で、最低限必要とされる財政調整基金等残高比率⁵は、標準財政規模の1割程度の額（15億円程度）の4分の1程度の額であり、安定した財政運営を行うことが難しい状況です。

これらの数値は、徐々には改善し、財政状況も回復傾向にはあるものの、当分の間、厳しい状況が続くものと考えなければなりません。

図表 1-10 実質公債費比率、将来負担比率及び財政調整基金残高等の推移

(単位：百万円、%)

区 分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
基準財政需要額	12,065	11,909	12,216	12,022	11,794	11,722	11,751	12,060
基準財政収入額	6,843	7,020	7,171	7,090	7,106	7,280	7,234	7,472
標準財政規模	15,309	15,157	15,287	14,837	14,739	14,686	14,451	14,748
実質公債費比率	14.5	14.4	13.9	13.7	13.7	13.3	13.2	12.2
将来負担比率	190.7	179.8	168.4	167.1	163.8	146.5	137.0	115.3
財政調整基金残高	1.6	17.1	125.3	425.3	215.3	214.3	219.4	379.4
地方債現在高	3,142	3,050	2,982	2,945	2,856	2,780	2,699	2,724

図表 1-11 地方公会計

財政指標	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度 類似団体平均
純資産比率 (%)	59%	58%	54%	56%	53%	72%
市民一人当たり負債額 (千円)	559	721	794	772	795	580
行政コスト対税収等比率 (%)	-	99%	101%	97%	109%	103%
市民一人当たり税収等 (千円)	-	472	475	373	365	400
市民一人当たり行政コスト (千円)	-	634	750	609	614	410
市民一人当たり減価償却費 (千円)	-	55	56	56	54	60

※上記数値の会計区分は普通会計

※類似団体平均は、市町村類型「都市Ⅱ-1」における2018年度平均値

⁵ 財政調整基金等残高比率…標準財政規模に対する財政調整金と減債基金の残高の比率

$$\text{純資産比率} = (\text{純資産額} / \text{資産額}) \times 100$$

純資産比率は、資産額のうち償還義務のない純資産の割合を算出することで、財政の状態の健全化を示す指標です。また、地方自治体は地方債の発行を通じて将来世代と現世代との分担を行っているため、純資産の変動は将来世代と過去及び現世代との間で負担の割合が変動したことを意味し、今後、世代間のバランスを見ながら資産の更新や形成をしていく必要があります。

$$\text{市民一人当たり負債額} = \text{負債額} / \text{住民基本台帳人口}$$

市民一人当たり負債額は、顕在化している負債に関する指標です。当該指標は、人口の小規模な地方自治体は大規模な地方自治体に比べ、住民一人当たりの負債額は総じて大きくなる傾向があります。また、資産の老朽化が進んでいる地方自治体においては潜在的な負債の存在もあるため、老朽化の状況と合わせて判断する必要があります。

$$\text{行政コスト対税収等比率} = (\text{純経常行政コスト} / \text{税収等}) \times 100$$

行政コスト対税収等比率は、当該年度の税収等のうち、資産形成を伴わない行政コストに費消されたか、行政活動の弾力性を測定するための指標です。本指標が 100% に近づくほど資産形成の余裕度が低くなり、100% を上回る場合は、過去から蓄積されてきた資産が取り崩されていることを意味します。そのため 100% を超える状態が継続することは、純資産を切り崩している状況が続いていることを示すことから財政の持続可能性の観点からは好ましくありません。

$$\text{市民一人当たり行政コスト} = \text{行政コスト} / \text{住民基本台帳人口}$$

市民一人当たり行政コストは、行政活動の効率性を測定するための指標です。この指標を類似団体と比較することにより、当該団体の効率性の度合いを評価することが可能になります。

$$\text{市民一人当たり減価償却費} = \text{減価償却費} / \text{住民基本台帳人口}$$

市民一人当たり減価償却費は、直接的には資産の減耗分、間接的な資産の規模を示す指標です。

1.6.3 普通会計における歳入及び歳出の推移

歳入面では、人口や事業所の減少などの影響により、地方税や普通交付税（臨時財政対策債を含む従来の普通交付税）は減少傾向にあり、歳入全体として経常的な一般財源の伸びは期待できない状況です。歳出面でも人件費、扶助費、公債費等の義務的経費は引き続き高い水準で推移していくことが見込まれます。

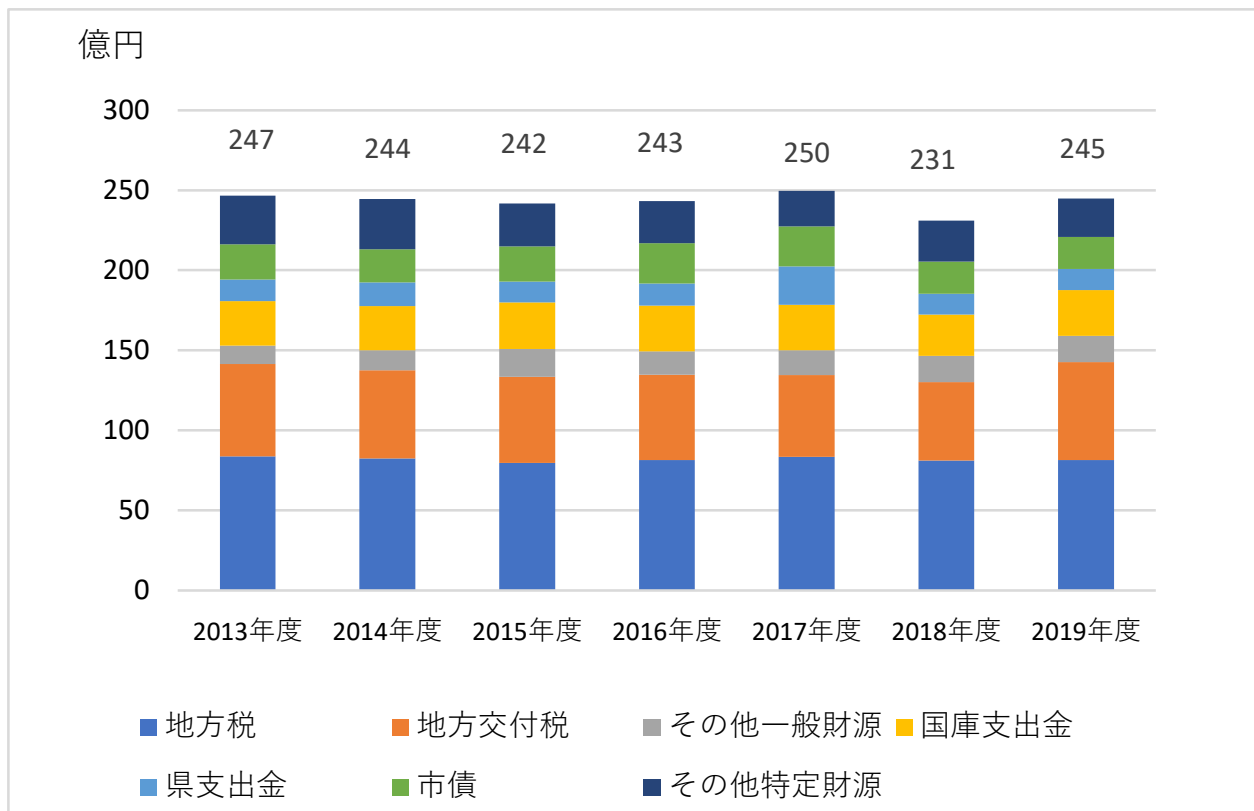
このような状況から、老朽化した公共施設等の維持管理費も増大していく中で、現有の建築系公共施設の施設総量を維持していくことは極めて厳しく、持続可能な自治体経営を行っていくには、限られた財源の中で施設総量を縮減しながら、最適な公共サービスを提供していく必要があります。

① 歳入

図表 1-12 普通会計歳入額の推移

(単位：百万円)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
地方税	8,355	8,229	7,951	8,142	8,337	8,114	8,142
地方交付税	5,780	5,531	5,404	5,321	5,102	4,894	6,116
その他一般財源	1,162	1,240	1,736	1,472	1,557	1,639	1,651
国庫支出金	2,775	2,774	2,890	2,841	2,854	2,571	2,842
県支出金	1,360	1,479	1,323	1,390	2,378	1,301	1,331
市債	2,198	2,060	2,194	2,520	2,520	2,019	2,008
その他特定財源	3,026	3,135	2,670	2,634	2,214	2,572	2,384
合計	24,656	24,447	24,168	24,320	24,960	23,109	24,474

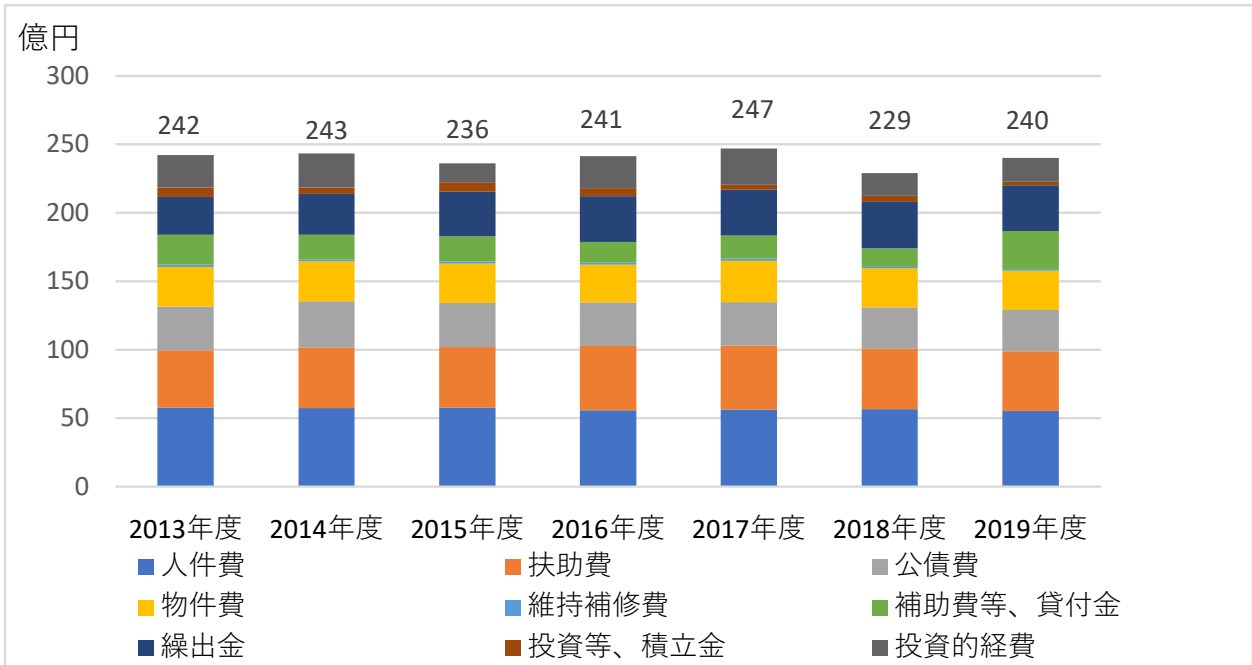


② 歳 出

図表 1-13 普通会計歳出額の推移

(単位：百万円)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
人件費	5,790	5,764	5,777	5,582	5,653	5,666	5,530
扶助費	4,166	4,393	4,426	4,695	4,657	4,429	4,356
公債費	3,203	3,392	3,217	3,172	3,176	2,994	3,022
物件費	2,890	2,914	2,895	2,767	2,999	2,862	2,870
維持補修費	169	115	116	139	184	111	101
補助費等、貸付金	2,189	1,816	1,871	1,524	1,674	1,336	2,807
繰出金	2,756	2,976	3,239	3,352	3,354	3,404	3,347
投資等、積立金	696	489	697	558	363	456	233
投資の経費	2,356	2,478	1,374	2,345	2,626	1,643	1,737
合計	24,215	24,338	23,612	24,135	24,685	22,900	24,002



1.7 建築系公共施設総量の推移

本市における建築系公共施設総量の推移を確認します。本市は、2015年度より統一的な基準による財務書類を作成しており、普通会計の対象となる市所有施設については固定資産台帳を整備⁶することで把握しています。台帳を基に2015年度以降、施設類型別に保有量の推移を算出しています。

本市の2013年度における建築系公共施設の延床面積は、約292,592㎡です。その後、施設の除却や建物付土地として売却を進めた結果、2020年度末には、約275,932㎡となり、およそ16,600㎡縮減しましたが、計画期間中の目標削減面積の15%程度の達成率にとどまっています。

建築系公共施設延床面積の4割を占める学校教育系施設に含む小学校及び中学校においては、児童生徒数の減少を踏まえ、学校再編を進めているところです。

2021年3月末には豊岡小学校を閉校、第五中学校、第六中学校及び第七中学校の3校を統合し、同年4月から新たに「銚子西中学校」を開校しました。しかしながら、豊岡小学校、第六中学校及び第七中学校を用途廃止したことで、学校教育系施設の面積は約10,732㎡減少したものの、用途廃止した学校施設の除却又は転用等の方向性が現時点で未定であるため、施設類型の「その他（用途廃止施設）」への異動にとどまり縮減目標達成率の向上には結びついていません。

また、学校教育系施設においては、取得価額が増加傾向にあります。これは、耐震補強工事や長寿命化対策等の大規模工事を行っていることによるものです。

⁶ 本市は平成28年度より、平成27年1月23日総財務第14号通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づく統一的な基準による財務書類を作成、固定資産台帳を整備している。

図表 1-14 施設保有量の推移（施設類型別延床面積）

（単位：㎡）

総合管理計画上 施設類型	目標削減面積	期首		期中		目標年度
		2013年度末時点	2017年度末	2020年度末	縮減面積	2035年度末
学校教育系施設	▲ 60,000.00	120,059.78	119,995.38	109,327.38	▲ 10,732.40	60,059.78
市民文化系施設	▲ 11,000.00	21,763.34	21,797.14	20,835.69	▲ 927.65	10,763.34
スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	7,952.27	8,028.90	7,911.12	▲ 41.15	7,952.27
産業系施設	▲ 1,100.00	1,501.32	1,201.07	446.50	▲ 1,054.82	401.32
子育て支援施設	▲ 3,200.00	6,588.87	6,305.95	6,305.95	▲ 282.92	3,388.87
保健・福祉施設	▲ 3,700.00	11,640.42	11,643.96	7,785.46	▲ 3,854.96	7,940.42
医療施設	▲ 1,500.00	20,205.40	19,953.40	19,953.40	▲ 252.00	18,705.40
行政系施設	▲ 1,600.00	16,981.19	20,207.17	19,172.37	2,191.18	15,381.19
公営住宅	▲ 18,000.00	35,375.02	35,090.72	35,074.52	▲ 300.50	17,375.02
公園	0.00	634.57	573.69	568.69	▲ 65.88	634.57
供給処理施設	▲ 4,300.00	25,710.95	27,260.46	27,095.76	1,384.81	21,410.95
その他（建築系公共施設）	▲ 6,100.00	24,178.70	9,895.68	21,455.02	▲ 2,723.68	18,078.70
計	▲ 110,500.00	292,591.83	281,953.52	275,931.86	▲ 16,659.97	182,091.83

供給処理施設中には、インフラ系公共施設である上水道及び下水道と一体となった建築物の延床面積を含んでいます。

図表 1-15 施設保有量の推移（施設類型別取得価額）

（単位：百万円）

施設類型	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
学校教育系施設	19,194	19,213	19,481	19,808	20,178
市民文化系施設	3,182	3,185	3,188	3,245	3,237
スポーツ・レクリエーション系施設	1,183	1,197	1,197	1,210	1,210
産業系施設	129	129	129	129	129
子育て支援施設	1,000	1,017	1,021	1,028	1,016
保健・福祉施設	2,994	3,012	3,012	2,919	2,920
医療施設	2,476	2,476	2,476	2,476	2,476
行政系施設	2,241	3,305	3,355	3,463	3,465
公営住宅	2,325	2,391	2,420	2,487	2,583
公園	241	245	245	253	260
供給処理施設	6,816	6,903	6,954	7,107	7,619
その他（建築系公共施設）	1,184	1,184	1,480	1,481	1,493
合計	42,965	44,257	44,958	45,605	46,586

1.8 有形固定資産減価償却率の推移

2015年度より整備している統一的な基準による固定資産台帳では、資産ごとの取得価額、減価償却累計額を把握しており、償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、「有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）」⁷を把握することが可能です。施設類型ごとの指標の推移を図表 1-17 に示します。

有形固定資産減価償却率は、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。この値が高くなるほど償却資産の老朽化が進行し、その維持・更新等に費用を要することとなるため、低い方が望ましい比率となります。

なお、この率は、資産の取得から時間の経過とともに増加する率ですが、耐震補強工事・長寿命化工事の実施等による取得価額の増加や、建物の除却等が進められた場合には減少します。

図表 1-16 有形固定資産減価償却累計額の推移

（単位：百万円）

施設類型	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
学校教育系施設	11,142	11,468	1,786	12,106	12,414
市民文化系施設	1,977	2,040	2,097	2,121	2,167
スポーツ・レクリエーション系施設	834	857	880	903	926
産業系施設	126	126	126	126	126
子育て支援施設	720	737	753	771	767
保健・福祉施設	1,266	1,329	1,392	1,344	1,406
医療施設	2,075	2,135	2,195	2,254	2,314
行政系施設	1,774	1,817	1,882	1,888	1,959
公営住宅	2,049	2,079	2,088	2,119	2,151
公園	142	147	152	158	163
供給処理施設	5,054	5,226	5,399	5,567	5,738
その他（建築系公共施設）	857	874	891	919	947
合計	28,016	28,835	19,641	30,276	31,078

⁷ 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）：有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。【算出式】減価償却累計額（物品除く）÷償却資産取得額（物品除く）

図表 1-17 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の推移

施設類型	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
学校教育系施設	58.1%	59.7%	60.5%	61.1%	61.5%
市民文化系施設	62.1%	64.1%	65.8%	65.4%	66.9%
スポーツ・レクリエーション系施設	70.5%	71.6%	73.5%	74.7%	76.5%
産業系施設	97.4%	97.5%	97.6%	97.6%	97.7%
子育て支援施設	72.0%	72.4%	73.8%	75.0%	75.5%
保健・福祉施設	42.3%	44.1%	46.2%	46.0%	48.2%
医療施設	83.8%	86.2%	88.6%	91.1%	93.5%
行政系施設	79.1%	55.0%	56.1%	54.5%	56.6%
公営住宅	88.1%	87.0%	86.3%	85.2%	83.3%
公園	58.8%	59.9%	62.0%	62.2%	62.5%
供給処理施設	74.1%	75.7%	77.6%	78.3%	75.3%
その他	72.4%	73.8%	60.2%	62.0%	63.4%
年平均	65.2%	65.2%	65.9%	66.4%	66.7%

第2章 維持管理・更新等に係る経費

2.1 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

本計画は、第1章 基本的事項で示したように、総務省が示す「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日付け総財務第6号通知）に従い、個別施設計画を踏まえたうえで、固定資産台帳データに基づき公共施設等の維持管理・更新等に係る経費を推計しています。

計画期間の2021年度から2050年度までの30年間における維持管理・更新等に係る経費の見込みとして、図2-1及び2-2に推計結果を示します。

2.1.1 建築系公共施設の中長期的な維持管理・更新等に係る経費見込み

建築系公共施設の中長期的な維持管理・更新等に係る経費見込みを図表2-1に示します。

図表2-1 建築系公共施設の中長期的な維持管理・更新等に係る経費見込み

(千円)

施設類型	修繕発生 予想額①	長寿命化 費用②	改築費用 ③	合計④ =①+②+③	当初更新 予想額⑤	差額 (メリット) (⑥=⑤-④)	削減率	現在維持 管理費用 (1年あたり)
学校教育施設	51,972	1,620,440	10,684,475	12,356,887	17,295,850	4,938,963	29%	183,969
市民文化系施設	5,073	777,410	3,215,965	3,998,448	5,516,930	1,518,482	28%	78,496
スポーツ・レクリエーション施設	43,629	1,579,024	0	1,622,653	2,233,356	610,703	27%	43,007
産業系施設	0	0	21,818	21,818	21,818	0	0%	40
子育て支援施設	6,627	585,005	314,217	905,849	1,649,935	744,086	45%	139,570
保健・福祉施設	2,930	475,185	107,102	585,217	1,055,732	470,515	45%	61,360
医療施設	97,193	1,198,547	0	1,295,740	2,495,394	1,199,654	48%	3,240
行政系施設	0	190,500	3,562,698	3,753,198	3,936,152	182,954	5%	126,270
公営住宅	3,644	1,793,623	0	1,797,267	3,719,249	1,921,982	52%	43,305
公園	160,351	97,258	0	257,609	463,521	205,912	44%	30,776
供給処理施設	16,233	0	3,225,585	3,241,818	3,225,585	-16,233	-1%	184,113
その他	2,050	290,492	0	292,542	917,889	625,347	68%	47,525
建築系公共施設 計	389,702	8,607,484	21,131,860	30,129,046	42,531,411	12,402,365	29%	941,671

本市が保有する建築系公共施設のすべてを維持し続けた場合、2050年度までの30年間に必要と見込まれる「当初更新予想額」は、合計約425億円です。

建築系公共施設は、個別施設計画に示されている長寿命化対象施設に長寿命化改修を施すことにより、合計約301億円の更新経費が見込まれます。

これは当初更新予想額の425億円の更新経費と比べて約124億円の削減効果が見込まれます(削減率29%)。

修繕発生予想額は、施設類型毎の施設がそれぞれ耐用期限を迎えるまでにどの程度修繕費が発生するかを示すもので、30年間で合計約4億円が見込まれます。

現在維持管理費用は、人件費を除く施設別行政コストを示すもので、施設類型ごとに年間いくらのコストを掛けているかを示すものです。

過去に建設された建築系公共施設がこれから大量に更新時期を迎えます。

人口減少等により今後の行政サービス需要が変化していくなかで、図表 2-1 に示す建築系公共施設の維持管理・更新等に係る経費見込みと行政サービス事業とを照合することで、施設の適正な管理の在り方の検討が望まれます。

2.1.2 インフラ系公共施設の中長期的な維持管理・更新等に係る経費見込み

インフラ系公共施設の中長期的な維持管理・更新等に係る経費見込みを図表 2-2 に示します。

図表 2-2 インフラ系公共施設の中長期的な維持管理・更新等に係る経費見込み

(千円)

施設類型	修繕発生 予想額①	長寿命化 費用②	改築費用 ③	合計④ =①+②+③	当初更新 予想額⑤	差額 (メリット) (⑥=⑤-④)	削減率	現在維持 管理費用 (1年あたり)
道路・橋梁	808,733	870,000	2,718,000	4,396,733	27,180,000	22,783,267	84%	26,958
施設類型	修繕発生 予想額①	長寿命化 費用②	改築費用 ③	合計④ =①+②+③	当初更新 予想額⑤	差額 (メリット) (⑥=⑤-④)	削減率	現在維持 管理費用 (1年あたり)
上水道	1,047,000		6,017,714	7,064,714	3,483,530	-3,581,184	-103%	131,709
下水道	239,677	3,371,880	0	3,611,557	8,483,990	4,872,433	57%	22,348
計 (上水道+下水道)	1,286,677	3,371,880	6,017,714	10,676,271	11,967,520	1,291,248	11%	154,057

本計画は、総務省通知に基づき、基本的には固定資産台帳を根拠として経費見込みを推計しています。30年の期間で推計しますが、インフラ系公共施設は、台帳整備の段階で取得価格の把握が困難であったため、経費推計の精緻化を伴わない可能性があります。このため、道路及び橋梁については、銚子市道路舗装維持修繕計画（2021年3月改訂）及び銚子市橋梁長寿命化計画（2021年3月改訂）を根拠資料に用いています。

今後30年間にかかる道路及び橋梁の当初更新予想額は約272億円を見込みましたが、銚子市道路舗装維持修繕計画では、道路の特性に合わせた点検・補修等の措置を適時・適切に行い、より効率的に管理していくことで、舗装の長寿命化や維持修繕費ライフサイクルコストの削減を図ることとしているほか、銚子市橋梁長寿命化修繕計画では、経年劣化や疲労等によって施設の状況は時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮したうえで計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画の見直し、予防保全型の長寿命化対策を行うこととしています。これらの計画に基づいた長寿命化・改築費用の合計約35億円に、発生が予想される修繕費を加えた約44億円が見込まれます。当初更新予想額約272億円の更新経費と比べ、約228億円の削減が見込まれるところですが、経年劣化や疲労等は時々刻々と変化することから長寿命化・改築費用が現時点での見込みよりも増額変動することも考えられるため、住民生活や経済活動を支える基盤の役割が大きく、適宜見直していきます。

上水道、下水道は、それぞれの経営戦略を根拠資料に用いています。経営戦略では将来経費見込みの期間を10年と定めていますので、図表 2-2 に示す上水道及び下水道の経費見込みは10年間の経費が記されています。

上水道の当初更新予想額は、管路と建物の更新費用のみ計上していましたが、改築費用には、これらの更新費用に加え、老朽化した設備等の更新費用も含んで見直したことから単純比較ができず、削減率の逆転が生じています。

また、図表 2-2 には、河川の維持管理費用として堆積土砂管理計画に基づいた河道断面（断面積）の維持を図るための浚渫にかかる費用は含めていないほか、船入場に

についても利根川沿いの堤防工事の進捗状況や利用状況を踏まえたうえで、集約化等の方向性が定まり次第、あらためて更新等の費用を見込むこととしているため含めていません。

2.2 まとめ

1. 2016年2月策定の本計画では、本市が保有する建築系及びインフラ系公共施設のすべての更新経費は、50年間で1,884億円、年平均38億円の推計額を示していましたが、計画期間を30年で換算した場合、約1,140億円になります。
2. 見直し後の本計画では、本市が保有する普通会計の建築系公共施設及びインフラ系公共施設の今後30年間の更新費用（長寿命化・改築に係る費用）の年平均を約11億円（建築系公共施設9.9億円、インフラ系公共施設1.2億円）とする推計額が示されました。直近5年間の投資的経費の年平均約19億円からすると、改築・長寿命化等の更新政策を行うことは可能と見込んでいます。ただし、投資的経費の中には、県営事業に対する負担金なども含まれるため、市の行政サービス全体を俯瞰して選択と集中の観点から投資的経費に充てるための財源を見極める必要があります。
3. 公営企業会計の上水道及び下水道のインフラ系公共施設の今後10年間の更新費用（長寿命化・改築に係る費用）は、年平均を約9.4億円とする推計額が示されました。上水道及び下水道事業それぞれの経営戦略の収支計画に基づき推計しており、改築・長寿命化等の更新政策を行うことは可能と見込んでいます。経営戦略に基づいた改築更新を行っていきませんが、人口や有収水量の動向を注視しなければなりません。

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

施設の老朽化の程度を示す有形固定資産減価償却率は、全国的には45%から65%程度となっていますが、本市の2021年の同指標は65%となっており、高い値を示しています。このうち公営住宅（約3.5万㎡）の同指標は83%、市民文化系施設（約2万㎡）の同指標は67%で、特に老朽化が進んでいます。

また、本市の人口は、2045年には29,749人と、2020年と比べ半減するような推計もあり、人口減少による税収や地方交付税の減収も予測される中で、老朽化している施設の更新や大規模改修の費用を捻出する必要がありますが、現有施設のすべてを保有し続けることは、極めて厳しい状況と言わざるを得ません。

今後の公共施設等の在り方として、市民のニーズに応じていくことを第一としながらも将来にわたって持続可能な行政経営を行うためには、将来の人口に見合った施設総量としていく必要があります。施設総量と施設管理の適正化を図るには、安全性、耐震性、維持管理の状況や利用の状況のほか、類似施設の配置状況など様々な要因を勘案しながら、長期的な視点に立って、施設の集約化、複合化、長寿命化、除却等を計画的に行いながら施設総量を縮減し、将来における財政負担が過重とならないよう、イニシャルコストはもとより将来のランニングコストを合わせた経費の軽減・平準化と、その財源まで検討を重ねる必要があります。

建築系公共施設は、複合化や民間施設の利用等によって行政サービス機能を確保するといった工夫を行うことで施設総量を縮減し、将来における財政負担が過重とならないよう施設の適正管理に努めます。

一方、道路や橋梁等のインフラ系公共施設は、市民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであり、大規模災害時には救援や災害復旧等においても重要な基盤となる施設であることから、その縮減量には限界があります。しかし、道路や橋梁に大きな予算を割り当てた場合、他の公共サービスを行うための予算が圧迫され、建築系公共施設を維持するための予算の確保も困難となることが考えられます。建築系公共施設とインフラ系公共施設の整備をバランスよく進めていくには、市民との協働は言うまでもなく、専門的知見や資金を有する民間事業者等との連携協力も視野に入れ、総合的に検討することが必要であり、重要な視点となります。

このように、施設の機能や在り方を多面的に検証しながら、公共施設等が担う本来の役割をいかに果たしていくかということを、本市の公共施設等の管理に関する基本的な考え方とします。

基本的な考え方

施設総量及び施設管理の適正化を図り

持続可能で最適な公共サービスを提供する

3.1 公共施設等の管理に係る方針

3.1.1 点検・診断等の実施方針

建築系公共施設においては、定期的な点検・診断により施設の損傷や設備の異常等を早期に発見するなど施設の状態を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」の構築に努めます。このサイクルを通して、施設に求められる適切な性能をより長期間保持するための長寿命化計画等を作成し、施設の維持管理を効率的、効果的に進めていきます。

また、インフラ系公共施設についても、国・県等の定める各種点検マニュアル等に準拠した点検・診断等のメンテナンスサイクルを通して、長寿命化計画等を作成し、維持管理を効率的、効果的に進めていきます。

3.1.2 維持管理・更新等の実施方針

点検・診断等の結果を踏まえたメンテナンスサイクルの構築に努めることで、予防保全型の維持管理を図り、維持管理費用の縮減と平準化に努めます。

建築系公共施設の維持管理及び修繕・更新に際しては、大規模改修による回復機能や耐用期限の延長効果と建替え費用のバランスを検証して、中長期的な財政負担の軽減を図る観点から実施の是非を検討します。

また、建替え更新や大規模改修の際には、類似施設との集約化、他施設との複合化、用途の見直し等を必ず検討し、安易に従前どおりの建替え更新を行わないように留意するほか、施設の機能を見極めたうえで、包括委託や指定管理者制度も含めて直営の運営方式見直しや、施設の民間譲渡、民間施設の利活用、PPP/PFI⁸の活用などの可能性を併せて検討します。

インフラ系公共施設は、定期的な点検・診断により損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで耐用期限の延長化を図り、費用負担が大きい大規模な修繕や更新をできる限り回避する予防保全型の維持管理を行っていきます。

3.1.3 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた公共施設等について、修繕を実施し、安全性を確保します。

安全性の確保においては、災害時の対応拠点かどうか、住民生活において必要性が高い施設であるかといった視点から対応の優先度を検討します。ただし、修繕のみで安全性の確保が困難な場合は、費用対効果を勘案し、他施設への移転や大規模改修の実施、更新等について検討します。

また、施設の利用率が低く、災害時の対応拠点としても必要性が乏しい施設につ

⁸ PPP (Public Private Partnership : パブリック・プライベート・パートナーシップ)とは行政と民間が連携して「公共サービスの提供等」を効率的かつ効果的に行う新しい手法です。

PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。

いては、安全確保の観点から、早期での用途廃止といった措置を適切に取ります。

3.1.4 耐震化の実施方針

東日本大震災を契機に、災害時の避難所及び医療施設等の重要な建築物は、安心・安全確保の拠点としての役割が改めて認識されました。これら拠点となる公共施設の耐震判断及び耐震化は必要不可欠です。

本市では、耐震化を促進してきたところですが、今後は耐震化施設の在り方について更なる検討を図り、耐震化を強化します。

また、インフラ系公共施設の橋梁及び上下水道については、安定的な行政サービス確保の観点から耐震化対策を強化します。

3.1.5 長寿命化の実施方針

長寿命化は、公共施設等の耐用年数の延長化を図ることで、中長期的な投資的経費の支出平準化に貢献するとともに、更新政策の判断に十分時間をかけることが可能となり、将来の社会経済環境の変化による行政サービス需要に弾力的に対応できる利点があります。

個別施設計画において長寿命化対策が策定済の施設等に関しては、当該計画に沿って定期的な点検・診断・予防保全に努めることで行政サービス機能の維持を図り、計画的な公共施設マネジメントに取り組みます。

長寿命化対策の対象ではない大規模改修や更新等においても、中長期的な財政負担に影響を及ぼさないよう、工法・仕様等の検討に努めます。

3.1.6 ユニバーサルデザイン化の推進方針

バリアフリーが、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、予め障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方です。

すべての人に優しいユニバーサル社会を構築するためには、子ども、高齢者や障がい者に留まらず、誰もが利用しやすい公共施設のユニバーサルデザイン化が望まれます。

更新時期を迎える建築系公共施設や、長寿命化計画に基づき予防保全型改修を予定する公共施設については、段差の解消や多機能トイレの整備、エスカレーターやエレベーター等の設置、見やすいサインの整備等、ユニバーサルデザイン化を検討します。

3.1.7 脱炭素化の推進方針

本市は、2021年2月、「ゼロカーボンシティ銚子」を宣言しました。公共施設の新設、更新、改修においては、環境負荷低減の取組みとして、あらゆる角度から施設の省エネルギー化と再生可能エネルギー⁹の導入を検討します。

3.1.8 統合や廃止の推進方針

本市は、少子高齢化社会の影響を受け、人口総数と年齢階層の変化が生じています。社会経済情勢に即した行政サービスを今後も適切に提供していくためには、保有施設の最適化を図っていく必要があります。

保有施設の最適化に際しては、施設総量の縮減が財源確保の有効手段であると認識するものの、単純に施設面積の縮減を行うのではなく、行政サービス提供に必要なサービス水準や機能等を念頭に検討を行います。

当該行政サービスは、施設維持を図らなければ提供困難なのか、民間への代替が可能かなど、施設と行政サービスの関係性について十分に検討します。

少子高齢化や人口減少等に対応した地区ごとの人口動態や住民ニーズを勘案し、今後、策定する立地適正化計画や地域公共交通計画との整合性を図りながら、建築系公共施設の統廃合や多機能集約化¹⁰の取組みを進めます。

また、近隣市町村との広域連携を一層進め、広域連携の観点からも必要な建築系公共施設の保有量の検討を進めます。

具体的には、将来的な住民ニーズに対応した、施設機能の移転や集約化、複合化、統合・廃止、転用、除却等を含めた公共施設の再配置の検討を行います。

施設除却後の跡地利用については、行政サービス機能の利活用を再検討しますが、利活用が見込めない場合は、売却により財源の確保に努めます。

⁹ 再生可能エネルギー：石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。

¹⁰ 公共施設の多機能集約化：一つの公共施設に複数機能を集約し、スペース効率改善と機能間連携性を高めること。

3.2 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

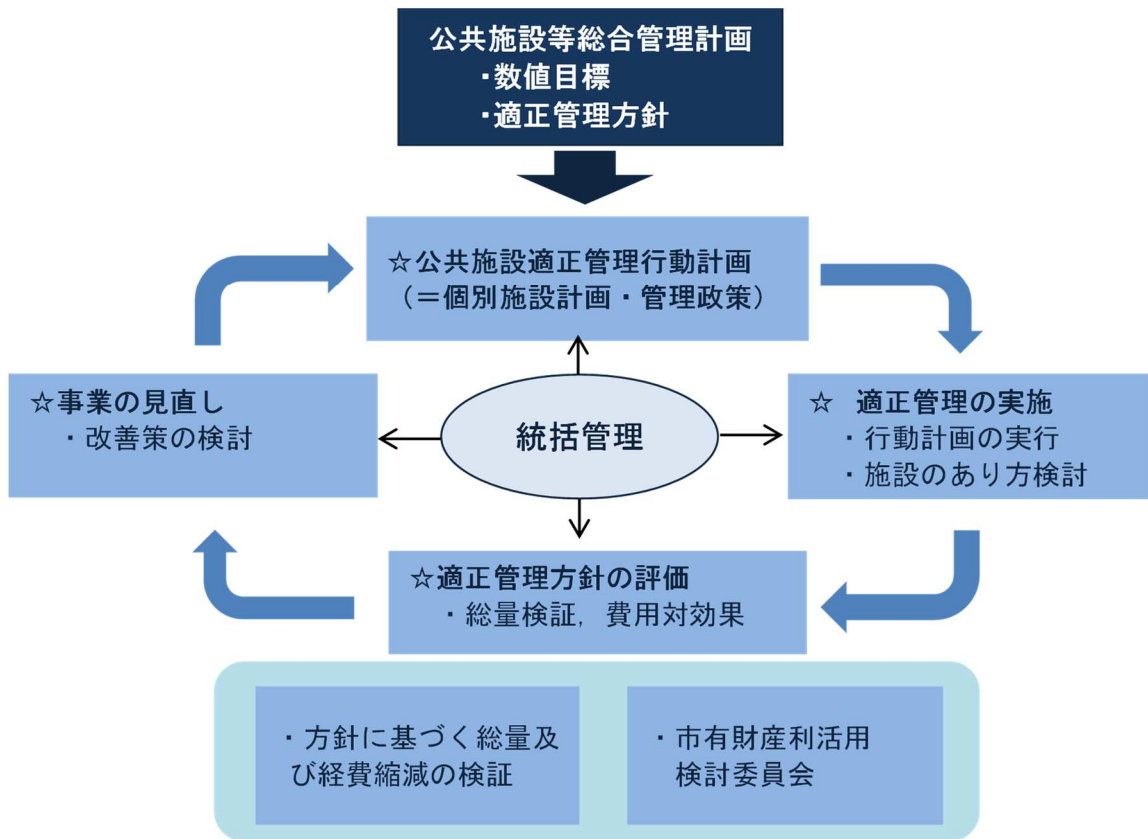
本計画を着実に実行していくため、公共施設等の管理を所管する部署を中心に、関係各部署と密接な連携を保ちながら、公共施設等に係る情報の共有化を図り、公共施設等総合管理計画に基づく取組みを進めていきます。

市有財産利活用検討委員会において、本計画に基づく取組みから新たに生じる未利用財産の有効的な利活用方法や売却等の方針を協議していきます。

また、本計画に基づき個別の施設整備を進める際は、公共施設等の現状や財政状況等の情報を住民と共有しながら、施設総量の適正化に向けて情報提供に努めます。

特に、施設の廃止・移転等、市民生活に大きな影響を及ぼす事案については、地域住民や関係者と丁寧なコミュニケーションを図りながら事案を進めます。

図表3-1 公共施設等マネジメントの実施枠組み



第4章 数値目標

本計画の計画期間となる 2021 年度から 2050 年度までの 30 年間ににおける維持管理・更新等に係る経費の見込みから、2035 年度までに建築系公共施設の延べ床面積を概ね 3 割縮減します。

本市では、2035 年度までに
【目標】 延床面積を概ね 3 割縮減します。

【目標達成イメージ】 建築系公共施設の延床面積

年次	延床面積	目標
2013 年	292,592 m ²	約 8.8 万m ² ・30% 相当の延床面積を縮減
2035 年	204,812 m ²	

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

5.1 建築系公共施設の基本方針

2022年4月以降に現存する施設の基本方針を示します。総量削減を優先的に考え、そのうえで計画的な予防保全による長寿命化や、稼働率の低い施設・スペースの利用形態の見直しなど様々な取組みを行っていきます。

(1) 学校教育系施設

類型	施設数	基本方針
学校（小学校）	11	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な予防保全による長寿命化等の実施 児童・生徒の安全確保のため、老朽化施設の把握及び対策の実施 小中学校施設の統廃合を含む学校規模の適正化
学校（中学校）	5	
学校（高等学校）	1	
その他教育施設	1	

中分類	小分類	施設名称	建築年度	延床面積
学校	小学校	1 清水小学校	1964	5,181.90㎡
		2 飯沼小学校	1959	4,672.00㎡
		3 明神小学校	1971	6,326.00㎡
		4 本城小学校	1960	5,787.00㎡
		5 春日小学校	1962	5,870.00㎡
		6 高神小学校	1987	5,655.00㎡
		7 海上小学校	1969	3,690.00㎡
		8 船木小学校	1993	3,877.00㎡
		9 椎柴小学校	1968	3,064.00㎡
		10 豊里小学校	1966	3,307.00㎡
		11 双葉小学校	2007	6,499.00㎡
	中学校	1 第一中学校	1960	7,771.00㎡
		2 第二中学校	1970	4,400.00㎡
		3 第三中学校	1956	6,383.00㎡
		4 銚子西中学校（旧第五中学校）	1975	6,516.00㎡
		5 銚子中学校	1954	7,417.00㎡
高等学校	1 銚子高等学校	2010	18,609.48㎡	
その他教育施設	学校給食センター	1 学校給食センター	2012	4,302.00㎡
延床面積合計：				109,327.38㎡

本市の保有する公共施設のうち、延床面積・取得価額ともに約40%もの大部分を占める施設類型であり、老朽化も進んでいることから、今後数年のマネジメントにおいて特に重要な施設であると言えます。

将来の児童・生徒数の減少が見込まれる状況においても、良好な教育環境の整備を図るために策定した「新小・中学校等再編方針」、「新中学校再編方針」に基づき、保護者・地域住民と丁寧に意見交換をしながら学校規模の適正化を図るとともに、良好な教育環境の整備を図ることが必要です。

(2) 市民文化系施設

類型	施設数	基本方針
集会所	4	<ul style="list-style-type: none"> 施設譲与を町内会等と協議を踏まえ決定 町内会等へ譲与後、一定の期間において修繕にかかる費用を補助 協議の結果、譲与希望されない施設は用途廃止のうえ除却
青年館	26	<ul style="list-style-type: none"> 施設譲与を町内会等と協議を踏まえ決定 町内会等へ譲与後、一定の期間において修繕にかかる費用を補助 協議の結果、譲与希望されない施設は用途廃止のうえ除却
地区コミュニティセンター	4	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の立地適正化を含め、他公共施設との複合化など、市民の利便性の観点から総合的に検討 歴史的価値が認められる中央地区コミュニティセンターは当面の維持修繕に努め、そのうえで施設の活用及び長寿命化対策を検討
農村広場等	3	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の立地適正化を含め、施設の在り方について総合的に検討
文化施設	3	<ul style="list-style-type: none"> 市民センターは計画的な点検や修繕を行い、適切な維持管理とともに公共施設の立地適正化を含め長寿命化対策若しくは他公共施設との複合化等を検討 青少年文化会館は老朽化が進展しているため、公共施設の立地適正化を含め、他公共施設との複合化を検討 ジオパーク・芸術センターは、計画的な点検や修繕を行い、適切な維持管理を行うとともに長寿命化対策を検討
図書館	1	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の立地適正化を含め、他公共施設との複合化を検討

人口減少が進み、今後の稼働率（利用率）の減少が見込まれるものの、高齢化社会を迎え、これらの施設への期待自体は高まっています。今後は計画的な予防保全による長寿命化を図るとともに、稼働率の低いスペースの利用形態の見直しや他用途施設の複合化、再配置等を検討し、市民が利用しやすい効果的・効率的な管理運営の検討を進めます。

また、これらの施設は災害時に避難所・防災拠点としての重要な機能を担うことにもなりうるため、再編成等にはユニバーサルデザイン対応を念頭に置きながら、これらの機能の維持、拡充を踏まえた検討が必要となります。

中分類	小分類	施設名称	建築年度	延床面積	
集会施設	集会所	1 栄町町内会集会所	1974	67.24㎡	
		2 後飯町町内会事務所	1987	133.32㎡	
		3 後飯町町内会集会所	1973	63.06㎡	
		4 西部集会所	1973	220.27㎡	
			1 南町青年館	1964	75.35㎡
			2 植松町青年館	1964	69.30㎡
			3 本城町青年館	1965	66.24㎡
			4 黒生町青年館	1965	81.15㎡
			5 余山町青年館	1966	70.21㎡
			6 春日町青年館	1966	70.21㎡
			7 長塚町青年館	1967	99.36㎡
			8 高神青年館	1968	73.70㎡
			9 上野町青年館	1969	66.25㎡
			10 三崎団地青年館	1970	67.07㎡
			11 和田町青年館	1970	75.35㎡
			12 海鹿島町青年館	1971	67.06㎡
			13 浜町・田中町青年館	1971	67.08㎡
			14 茶畑町青年館	1971	67.06㎡
			15 三宅町青年館	1971	67.06㎡
			16 大橋町青年館	1971	66.25㎡
			17 三崎町青年館	1972	119.25㎡
			18 常世田町青年館	1972	67.07㎡
			19 海鹿島町西青年館	1972	67.06㎡
			20 海鹿島町南青年館	1971	66.25㎡
			21 東町・飯沼町青年館	1973	127.90㎡
			22 柴崎町青年館	1973	72.87㎡
			23 前宿町青年館	1973	67.06㎡
			24 明神町青年館	1974	67.07㎡
			25 犬若青年館	1977	76.02㎡
			26 岡野台町青年館	1979	67.07㎡
地区コミュニティセンター	1 豊里地区コミュニティセンター	1983	353.05㎡		
	2 海上地区コミュニティセンター	1985	331.90㎡		
	3 東部地区コミュニティセンター	1986	375.14㎡		
	4 中央地区コミュニティセンター	1926	947.00㎡		
農村広場等	1 勤労コミュニティセンター	1981	416.54㎡		
	2 農村広場やすらぎの家（森戸）	1976	109.30㎡		
	3 農村広場やすらぎの家（親田）	1978	111.88㎡		
文化施設	文化施設	1 市民センター	1987	3,109.64㎡	
		2 青少年文化会館	1971	6,841.85㎡	
		3 ジオパーク・芸術センター	1988	3,462.18㎡	
図書館	図書館	1 公正図書館	1982	1,420.07㎡	
延床面積合計：				19,908.76㎡	

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

類型	施設数	基本方針
スポーツ施設	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館は災害時の避難所機能を補完するほか、多目的集会機能を持たせるため、長寿命化対策を実施後、適切な維持管理を図る ・ 野球場は他に代替施設がないため、更新対策手法を検討 ・ スポーツコミュニティセンターは災害時の避難所機能を補完するほか、計画的な改修、修繕を実施し長寿命化を図る
レクリエーション施設	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球の丸く見える丘展望館は施設リニューアルを含めた施設の在り方や長寿命化対策を検討 ・ 銚子マリーナは施設の長寿命化を図る

中分類	施設名称		建築年度	延床面積
スポーツ施設	1	体育館	1965	3,943.88㎡
	2	野球場	1973	812.29㎡
	3	スポーツコミュニティセンター	1988	1,336.00㎡
レクリエーション施設・観光施設	1	地球の丸く見える丘展望館	1987	1,243.85㎡
	2	銚子マリーナ	2012	559.10㎡
延床面積合計：				7,895.12㎡

体育館は、災害時の避難所や大規模集会施設としての役割も求められます。長寿命化対策を実施後、計画期間内に建替時期が到来するため、学校再編後に未使用となる学校体育館の有効活用やスポーツ施設としての機能とホール機能を併せ持った複合化施設として整備するなどの手法に加え、公共施設の立地適正化を含めて総合的に検討し、施設総量削減に向けた公共施設の適正管理に努めます。

(4) 産業系施設

類型	施設数	基本方針
産業系施設	2	・適切な維持管理に努め、施設の在り方を見直し後、長寿命化対策等を検討

中分類	施設名称		建築年度	延床面積
産業系施設	1	漁船海難監視所（外川監視所）	1981	82.50㎡
	2	豊里ドッグウインチ収納庫	2014	5.00㎡
延床面積合計：				87.50㎡

漁船海難監視所（外川監視所）は、建築後 40 年を経過していますが、銚子救難所外川支所と公有財産管理委託契約を締結し、適切な維持管理に努め長寿命化を図ります。

(5) 子育て支援施設

類型	施設数	基本方針
幼稚園	2	・市立幼稚園の休止・廃止等の基準に基づき実施
保育所	4	・公立保育所再編方針に基づき、適正な維持管理のうち、中規模修繕や長寿命化対策を検討
幼児・児童施設	3	・適切な維持管理の実施 ・学校余裕教室への移転

中分類	小分類	施設名称		建築年度	延床面積
幼稚園・保育所	幼稚園	1	本城幼稚園	1992	638.00㎡
		2	豊里幼稚園	1982	430.97㎡
	保育所	1	第二保育所	1985	1,396.63㎡
		2	第三保育所	1990	1,050.07㎡
		3	第四保育所	1980	842.49㎡
		4	海鹿島保育所	1967	455.18㎡
幼児・児童施設	幼児・児童施設	1	清水放課後児童クラブ	1967	459.61㎡
		2	海上放課後児童クラブ	1959	517.00㎡
		3	春日放課後児童クラブ	2001	516.00㎡
延床面積合計：					6,305.95㎡

幼稚園、保育所及び幼児・児童施設は、乳幼児数が減少しているものの、保護者の就労環境の変化に伴うニーズが高いまま推移していくものと思われます。施設を適切に維持管理していくとともに、施設の規模や配置のほか、施設総量の適正管理についても留意していくこととします。

(6) 保健・福祉施設

類型	施設数	基本方針
高齢者福祉施設	2	・長寿命化対策を図りながら、今後の施設の在り方として民設民営を含めて検討
障害者福祉施設	2	・計画的な維持管理による長寿命化等の検討 ・民間活用による運営等の継続
保健施設	2	・計画的な点検・修繕を実施し、長寿命化を図る ・指定管理委託の導入

中分類	施設名称		建築年度	延床面積
高齢者福祉施設	1	老人憩の家・地域福祉センター（こも浦荘）	1992	632.85㎡
	2	芦崎高齢者いこいセンター	1996	632.42㎡
障害者福祉施設	1	障害者就労継続支援B型事業所（三崎町）	2008	198.72㎡
	2	障害者就労継続支援B型・生活介護事業所（三崎町）	1988	436.75㎡
保健施設	1	保健福祉センターすこやかなまなびの城	2005	5,272.42㎡
	2	児童発達支援センターわかば	1970	612.30㎡
延床面積合計：				7,785.46㎡

高齢者福祉施設は、施設利用者が低下する傾向にあり、利用者のニーズに沿った施設の在り方を検討する必要があります。更新時には、施設配置や複合化の検討、他施設の余剰空間の活用等にてイニシャルコストを軽減し、既存施設の長寿命化と計画的な点検を図ることで更新経費の節減に努めます。

障害者福祉施設については、今後、更新が必要となる前に本市のニーズや人口状況を見極め、更新形態を検討していきます。

保健施設については、乳幼児の予防接種やがん検診等、幅広い年代の市民が利用していることに加えて、災害時の防災拠点としての機能も果たすことから、既存施設の長寿命化と計画的な点検を図ることでライフサイクルコストの節減に努めます。

(7) 医療施設

類型	施設数	基本方針
医療施設	2	<ul style="list-style-type: none"> ・診療科数に基づいた病棟の適切な配置も含め、建物や設備の整備を検討 ・未利用の医師住宅は利活用、施設の除却・売却を検討

中分類	施設名称		建築年度	延床面積
医療施設	1	市立病院	1983	18,484.40㎡
	2	医師住宅	1983	1,469.00㎡
延床面積合計：				19,953.40㎡

千葉県保健医療計画に基づき、市立病院の役割にあった病床数や病棟再編を行い、適切な医療機能の整備を検討します。市立病院の本館棟は建築後 31 年、精神科病棟は建築後 24 年を経過し、この間、大規模改修を実施していないため、施設の老朽化が著しいことから、長寿命化対策の実施及び病棟再編に基づく老朽化施設の除却等、適切な施設総量の管理に努めていきます。

(8) 行政系施設

類型	施設数	基本方針
庁舎等	1	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎倒壊防止対策としてSRF工法による耐震機能の向上を図る ・公共施設の立地適正化を踏まえ、庁舎の建替え、移転など総合的に検討
消防施設 (消防庫)	11	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の建築年度や老朽度に基づいたメンテナンスサイクルにより、適切な時期に中規模改修又は大規模改修を行い、長寿命化対策と併せて機能向上を図る
その他行政系施設	6	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検による適切な維持管理を実施 ・老朽化の著しい施設は、移転・統合を検討

中分類	施設名称		建築年度	延床面積
庁舎等	1	市庁舎	1975	14,171.71㎡
消防施設	1	第一分団第四部消防庫(名洗町)	2013	66.10㎡
	2	第三分団第一部消防庫(新生町)	2011	87.64㎡
	3	第三分団第二部消防庫(双葉町)	1976	78.45㎡
	4	第五分団第三部消防庫(長塚町)	2010	69.08㎡
	5	消防署西部分署	1987	301.52㎡
	6	消防本部・消防署(唐子町)	2016	2,946.91㎡
	7	第二分団第二部消防庫(橋本町)	2014	67.07㎡
	8	第三分団第四部消防庫(西小川町)	2016	56.31㎡
	9	第六分団第四部消防庫(柴崎町)	2016	48.85㎡
	10	第一分団第一部消防庫(外川町)	2017	56.31㎡
	11	消防本部東部分署	2018	502.79㎡
その他行政系施設	1	防災行政無線放送中継局	2012	9.12㎡
	2	土木室車庫(高神西町)	1985	72.00㎡
	3	土木室作業所(芦崎町)	1964	418.34㎡
	4	営繕用倉庫	1997	26.00㎡
	5	常灯寺重要文化財 保存庫	1966	25.00㎡
	6	埋蔵文化財 整理作業室	1990	114.76㎡
延床面積合計：				19,117.96㎡

本庁舎は、行政サービス機能の中核施設として重要な役割を担っていますが、建設からすでに45年が経過しており、老朽化が進行しているほか、耐震機能が劣るためSRF工法による庁舎耐震機能を向上させる工事を2022年度に実施します。

新庁舎を建設する際は、庁舎は災害対策本部を担うほかにも、策定を予定している立地適正化計画に基づき立地環境や機能の集約化、利便性の向上などバリアフリー対策も併せて検討することが望まれます。

消防施設は、本部・分署に加え消防庫が主ですが、統廃合等は施設コストや施設配置の面から検討するものではなく、地区ごとに組織されている消防団構成の面から適切な

配置に努めていきます。このため、今後の地区別人口推移等を見極めながら、本市の防災体制の面から中長期的に議論を進めていく必要があります。その際に、施設コストのほか、団員、車両、装備品等を総合的に勘案し、財政面からの検討を考慮していくこととします。

(9) 公営住宅

類型	施設数	基本方針
公営住宅	13	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅法で定められた70年の耐用年限まで利用 ・地域ごとに適切な候補地を選定し必要な建替え事業を検討 ・集約化後の未利用施設は除却し跡地の利活用・売却を検討

中分類	施設名称		建築年度	延床面積
公営住宅	1	外川台町市営住宅（低層）	1958	1,976.02㎡
	2	犬吠埼市営住宅（低・中層）	1961	3,853.65㎡
	3	天王台市営住宅（中層）	1970	2,706.19㎡
	4	小畑新町市営住宅（中層）	1981	4,032.66㎡
	5	榊町漁民住宅（中層）	1967	2,172.18㎡
	6	黒生町市営住宅（低層）	1956	961.44㎡
	7	明神町改良住宅（中層）	1968	1,902.21㎡
	8	植松町市営住宅（中層）	1969	1,923.92㎡
	9	三崎団地（低層）	1964	5,623.80㎡
	10	尾永井団地（中層）	1970	3,142.56㎡
	11	大谷津団地（中層）	1976	4,276.19㎡
	12	長塚町市営住宅（中層）	1975	945.54㎡
	13	小畑新町特定市営住宅（低・中層）	1987	1,558.16㎡
延床面積合計：				35,074.52㎡

公営住宅は、建築後60年を経過している施設があり、老朽化が進行しています。

今後の人口減少や住宅の地域配分を踏まえたうえで適切な必要戸数を見込み、集約化を進めていきます。将来的には、住宅事情等による今後の公営住宅に対する需要の変化に合わせ、民間住宅の活用についても検討していきます。

(10) 公園

類型	施設数	基本方針
公園	21	・施設の老朽化や利用状況を踏まえて、適切な維持管理のうえ、修繕や大規模改修及び更新を検討

中分類	施設名称		建築年度	延床面積
公園	1	東部児童遊園	1998	7.37㎡
	2	外川児童遊園	1980	6.00㎡
	3	三軒町公園	1999	8.18㎡
	4	唐子町公園	1993	20.20㎡
	5	河岸公園	2010	43.00㎡
	6	本通公園	1996	8.56㎡
	7	陣屋町公園	2014	7.49㎡
	8	未広町公園	2000	14.17㎡
	9	大谷津公園	1997	7.37㎡
	10	清川町第二公園	2012	8.84㎡
	11	松本町公園	2001	10.55㎡
	12	猿田コミュニティ広場	1986	102.12㎡
	13	清川町第一公園	1991	18.44㎡
	14	後飯町公園	1990	16.19㎡
	15	豊里台緑が丘公園	1987	1.21㎡
	16	前宿町公園	2000	5.04㎡
	17	桜井町公園	1998	14.70㎡
	18	中央みどり公園	1985	24.00㎡
	19	東部不動ヶ丘公園	1994	10.17㎡
	20	新生公園	1993	10.00㎡
	21	君ヶ浜しおさい公園（休憩所・案内所）	1988	225.09㎡
延床面積合計：				568.69㎡

公園の建築系公共施設の用途の多くは公衆便所であり、建築後 15 年から 30 年程度経過している建物が多い状況です。公衆便所以外の用途では、案内所・休憩所（君ヶ浜しおさい公園）があります。

これら公園施設は、2013 度に策定した「銚子市公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の老朽化や利用状況を踏まえて、修繕や大規模改修及び更新を検討します。

社会情勢の変化、利用者のニーズの変化等に合わせ、必要な規模・機能について検討します。

(11) 供給処理施設

類型	施設数	基本方針
水道施設	17	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震化事業の検討の中で方向性を定め、計画的に実施 施設の点検、補修を行いながら施設の適正な状態を維持
下水道施設	4	<ul style="list-style-type: none"> ストックマネジメント計画に基づく改築更新 施設の点検、補修を行いながら施設の適正な状態を維持
廃棄物処理施設	4	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化対策が済んでいる衛生センターは予防保全による適切な維持管理を図る 広域ごみ処理施設稼働後、役割を終えた清掃センターは解体

中分類	施設名称	建築年度	延床面積
水道施設	1 本城浄水場 (ポンプ上屋)	1963	1,144.03㎡
	2 新宿取水場管理室 (東庄町)	1968	1,710.26㎡
	3 白石取水場 (ポンプ棟)	2000	211.45㎡
	4 白石貯水場 (管理棟)	1958	160.91㎡
	5 富川取水場 (ポンプ室)	1966	94.00㎡
	6 水道局倉庫	1989	59.00㎡
	7 笹本町増圧ポンプ所	1980	71.39㎡
	8 春日台配水場	1963	13.00㎡
	9 上野町配水場	1968	173.80㎡
	10 後飯町増圧ポンプ所	1956	54.00㎡
	11 諸持町受水配水場	1982	61.00㎡
	12 愛宕山高区配水場	1987	10.00㎡
	13 名洗増圧ポンプ所	1987	12.00㎡
	14 笠上町高区配水場	1988	7.00㎡
	15 三崎町高区配水場	2007	7.00㎡
	16 豊里台配水場	2006	24.00㎡
	17 管理本館	2017	1,575.49㎡
下水道施設	1 芦崎終末処理場	1980	11,809.59㎡
	2 唐子ポンプ場	1992	914.74㎡
	3 大谷津住宅団地ポンプ所	1978	1,257.05㎡
	4 豊里住宅団地下水道終末処理場	1985	1,080.91㎡
その他行政系施設	1 清掃センター	1986	3,585.38㎡
	2 一般廃棄物最終処分場	1988	270.76㎡
	3 衛生センター	1991	2,772.80㎡
	4 衛生処理場用水取水ポンプ室	1975	16.20㎡
延床面積合計：			27,095.76㎡

水道施設は、施設の更新又は耐震化工事も兼ねた長寿命化対策を検討していきます。
 下水道施設は、ストックマネジメント計画に基づき、改築更新費用の平準化を図りながら適正な維持管理を推進していきます。

一般廃棄物最終処分場は、広域ごみ処理施設へ移行したことにより、2021年3月末で埋立終了しました。受け入れ終了後も処分場内の廃棄物が安定するまでは施設の稼働は必要なため、浸出水処理施設の適切な維持管理を行っていきます。

(12) その他

類型	施設数	基本方針
その他	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 斎場は長寿命化対策を進めながら、施設更新の際は近隣他市との共同設置について調査・検討 ・ 築年数が著しく超越した公衆便所は除却又は更新を検討
用途廃止施設	17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途廃止後に多用途転用や民間利活用が望めない場合は、施設を除却し跡地売却を検討

中分類	施設名称		建築年度	延床面積
その他	1	斎場	1990	1,161.97㎡
	2	本城町海岸通公衆便所	1993	6.99㎡
	3	七ツ池公園公衆便所	1980	5.04㎡
	4	外川漁港内公衆便所	2010	59.53㎡
	5	臨海実験所	1957	142.00㎡
用途廃止施設	1	旧第一保育所	1970	787.18㎡
	2	旧学校給食第一共同調理場	1972	1,832.00㎡
	3	旧プール（事務所）	1991	73.00㎡
	4	旧猿田小学校	1973	2,241.00㎡
	5	旧小児言語指導センター	1978	811.28㎡
	6	旧共同職業訓練センター	1965	754.57㎡
	7	旧消防署高神分遣所	1977	87.48㎡
	8	旧消防署海上分遣所	1982	191.19㎡
	9	旧豊岡小学校	1964	2,618.00㎡
	10	旧第六中学校	1991	4,282.00㎡
	11	旧第七中学校	1986	3,628.00㎡
	12	旧豊岡農村婦人の家	1984	298.30㎡
	13	旧養護老人ホーム長崎園	1980	2,465.77㎡
	14	かん水蓄養殖施設	1965	359.00㎡
	15	旧高神地区コミュニティセンター	1987	433.28㎡
	16	旧西部支所	1990	54.41㎡
	17	旧西部地区コミュニティセンター	1980	243.79㎡
延床面積合計：				22,535.78㎡

斎場は、築年数が31年を経過していることから、長寿命化対策を進めながら、施設の適切かつ効率的な管理を行っていきます。

公衆便所は、利用状況を踏まえ、計画的な点検や修繕の実施により、施設の長寿命化を図るほか、築年数が著しく超過した公衆便所においては、除却又は施設の更新等を検討します。

5.2 インフラ系公共施設の基本方針

予防保全による長寿命化を基本とし、利用需要の変化に応じた規模や配置の最適化を図ります。

類型	基本方針
道路	・ 計画的な予防保全による長寿命化
橋梁	・ 計画的な予防保全による長寿命化
船入場	・ 予防保全による船入場施設の長寿命化 ・ 利用需要の変化に応じ、将来的な統廃合や除却の検討
上水道	・ 予防保全による上水道施設の長寿命化
下水道	・ 予防保全による下水道施設の長寿命化

道路、橋梁、船入場、上下水道などのインフラ系公共施設については、住民生活の基盤となるものであり、重要度や優先度、利用度を踏まえ、中長期的な視点から適正な整備を図っていきます。

そのため、「規模」、「質」、「コスト」の観点から、マネジメントの基本方針を「社会経済情勢の変化や住民ニーズに応じた最適化」、「安心・安全の確保」、「中長期的なコスト管理」とします。社会経済情勢の変化等による利用需要に応じた最適な施設の総量・配置を推進するとともに、安全性を確保したうえで、業務の見直しによる管理費の縮減や、必要な機能を維持しながら長寿命化を図ることなど、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

(1) 社会構造の変化や住民ニーズに応じた最適化

今後の人口減少による利用需要の変化や社会経済情勢の変化により、インフラに求められる役割や機能、規模も変化していくものと考えられることから、老朽化対策の検討に際しては、防災機能やユニバーサルデザインへの配慮など、社会の要請に応じた対応のほか、住民ニーズや利用需要に基づいた適正な規模と配置を図ります。

(2) 安全・安心の確保

インフラ系公共施設は、住民生活や経済活動を支える基盤であり、安全性や信頼性の確保は非常に重要であることから、予防保全型の維持管理を導入し、計画的な点検・修繕や定期的な大規模改修を行うことで、施設の安全性や良好な機能を確保します。

(3) 中長期的なコスト管理

インフラ系公共施設の必要な機能を維持していくためには、中長期的なライフサイクルコストの縮減や、予算計画を立てやすくするための費用負担の平準化を図る必要があります。

そのためには、計画的な予防保全を行い、施設の長寿命化を図ることで維持管理・更新等のライフサイクルコストを縮減するとともに、将来の修繕工事を計画的に分散させることにより費用負担の平準化を図ります。

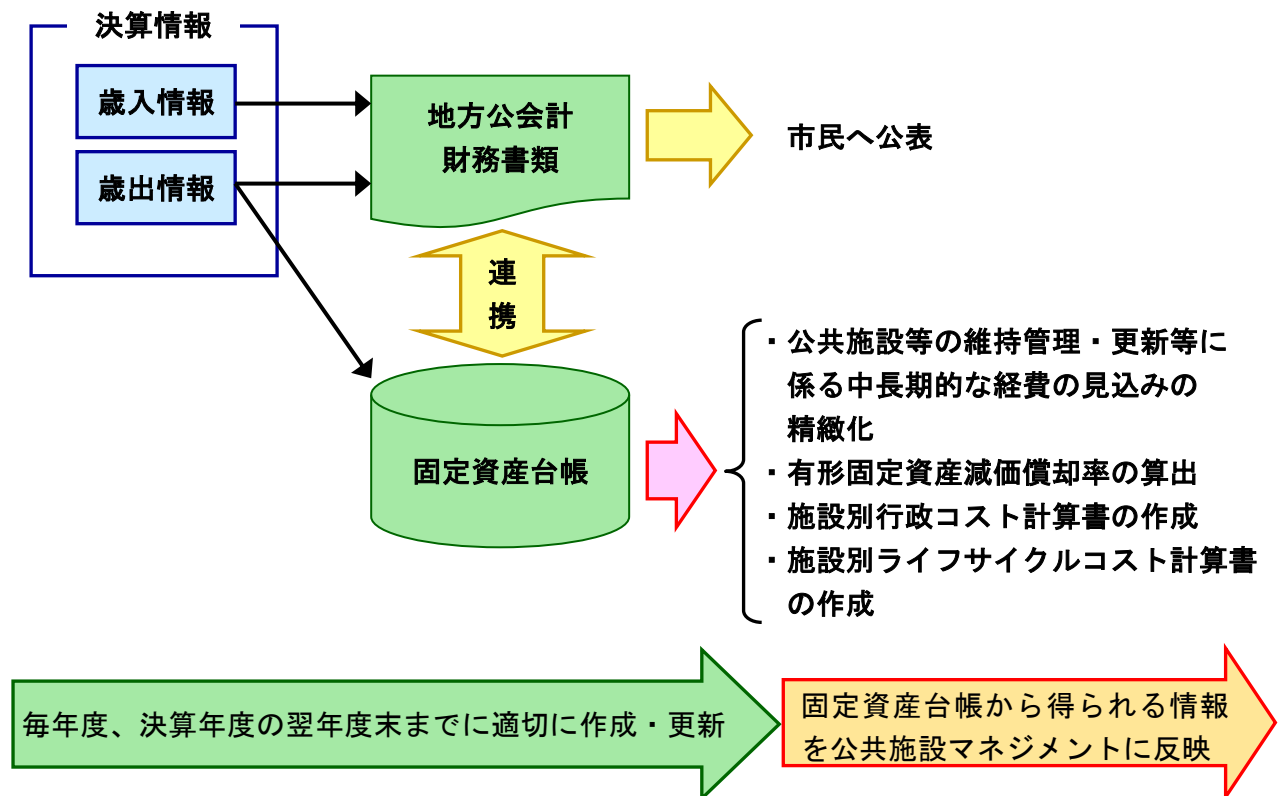
第6章 地方公会計（固定資産台帳）の活用

本市では、これまで地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定される公有財産台帳や道路法（昭和 27 年法律第 180 号）28 条に基づく道路台帳等の各種台帳を整備してきましたが、これらの台帳は、主に数量面（面積や個数）を中心とした財産の運用管理、現状把握を目的としていました。

これに対し、平成 27 年 1 月 23 日総財務第 14 号通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき、全国の地方公共団体で作成が要請された統一的な基準による財務書類では、地方自治体が所有するすべての資産を網羅的に把握し、会計情報と連動した財産管理の要素を取り入れた固定資産台帳の整備が前提とされたことから、本市でも 2015（平成 27）年度より固定資産台帳の整備に取り組んでいます。

地方公会計の情報、特に会計情報と連動し、資産ごとの金額情報を有する固定資産台帳から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業用・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にするものであり、本計画に基づく具体的な取組みなどの検討においても、固定資産台帳から算出可能な有形固定資産減価償却率の推移等は、その前提となることから、今後も毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書類を適切に作成・更新を進めていきます。

図表 6-1 本市における地方公会計（固定資産台帳）の活用への取組み



第7章 保有する財産の活用や処分に関する基本方針

本市では、保有する財産のうち、施設の用途廃止後の未利用資産は、他用途への転用や民間活用の促進としてPPP（民間との協働による公共サービスの提供手法）や、PFI（民間資金等を活用した社会資本整備）の活用について検討をさらに推し進め、施設の利活用が望めない場合は、施設を除却し土地を売却するといった手段以外にも、公募型プロポーザルによる建物付土地としての売却等、様々な手法の検討を進め、資産利用の最適化及び将来の維持管理等に係る負担の軽減を図りながら、施設保有総量の縮減を進めていきます。

銚子市公共施設等総合管理計画

2016年2月策定

2022年3月改訂

発行：銚子市

編集：銚子市企画財政課管財室

千葉県銚子市若宮町1番地の1

TEL 0479-24-8900 FAX 0479-25-4044